

意見公募 參考資料
中小企業共通EDI標準 概要說明資料

次世代企業間データ連携調査事業事務局

2017年12月11日（月）

1. 中小企業共通EDI標準の策定背景とコンセプト

1. 中小企業共通EDI標準策定の背景
2. 中小企業共通EDI標準の利用イメージ
3. 中小企業共通EDI標準によるデータ連携の仕組み

2. 中小企業共通EDI標準の構成文書とポイント

1. 中小企業共通EDI標準の構成文書と意見公募範囲
2. メッセージにおける仕様化の範囲
3. 相互連携性の考え方
4. 情報項目の詳細

1. 中小企業共通EDI標準の策定背景とコンセプト

1 – 1. 中小企業共通EDI標準策定の背景

「中小企業共通EDI標準」は、中小企業の受発注業務における生産性向上を目的とし、中小企業庁の平成28年度経営力向上・IT基盤整備事業（次世代企業間データ連携調査事業）において策定を目指している仕様体系です。

中小企業庁 平成28年度経営力向上・IT基盤整備事業（次世代企業間データ連携調査事業）※

中小企業の受発注業務の生産性向上のために、解決するべき主な問題

- 取引先ごとにシステムが異なるため、多画面（多システム）を使用しなければならず手間がかかる問題
- 取引形態の変化に応じて新たなシステム投資が必要となる問題
- 上記の結果として、例えば受発注業務において、銀行口座への送受金の情報と受発注の情報が別のシステムで動いていて連携できないためこれを手動でひも付ける作業をしなければならない上に、過去の受発注の情報が散逸してデータが蓄積されず当該ビッグデータを経営に利活用できていない問題

「業種の垣根を越えたデータ連携システム整備委員会」によるデータ連携システムの仕様検討

- ⇒ 有識者から成る専門部会による技術面、普及面の検討
- ⇒ 12の実証プロジェクトを通した仕様（案）に基づくシステム運用と生産性向上効果の検証
- ⇒ 仕様（案）に対する意見の公募

2018年3月公表予定

調査報告書

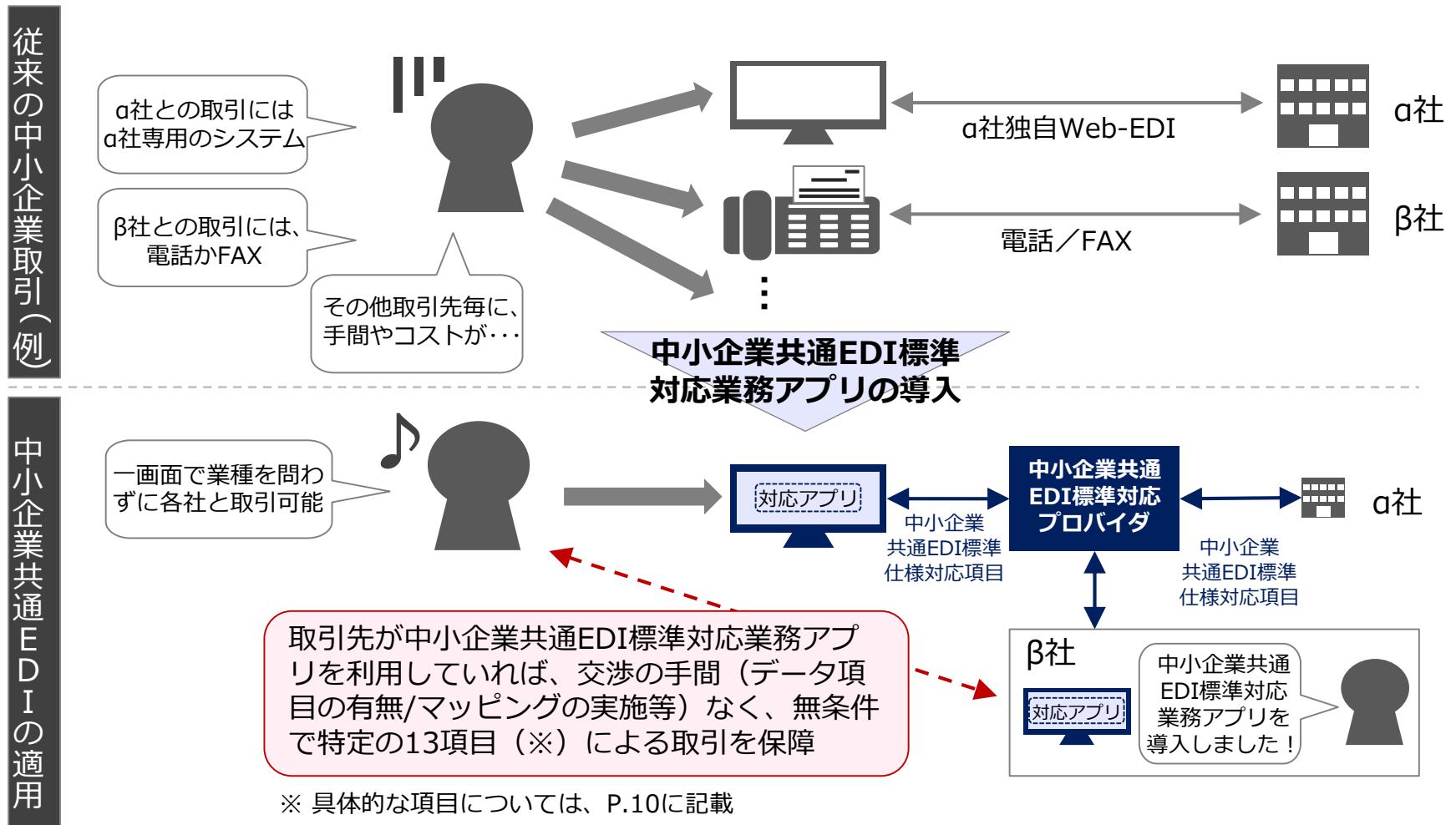
中小企業共通EDI標準（初版）

※ 事業内容の詳細については、次世代企業間データ連携調査事業特設サイト（<https://www.itc.or.jp/datenkei/>）を参照

1 – 2. 中小企業共通EDI標準の利用イメージ

中小企業共通EDI標準に対応した業務アプリケーションを利用することで、取引先が同様に中小企業共通EDI標準対応業務アプリケーションを利用している場合、データ項目の交渉（項目有無の確認や都度マッピングの実施など）をしなくとも、特定の13項目によるデータ連携を保障され、導入に際しての負荷が軽減されます。

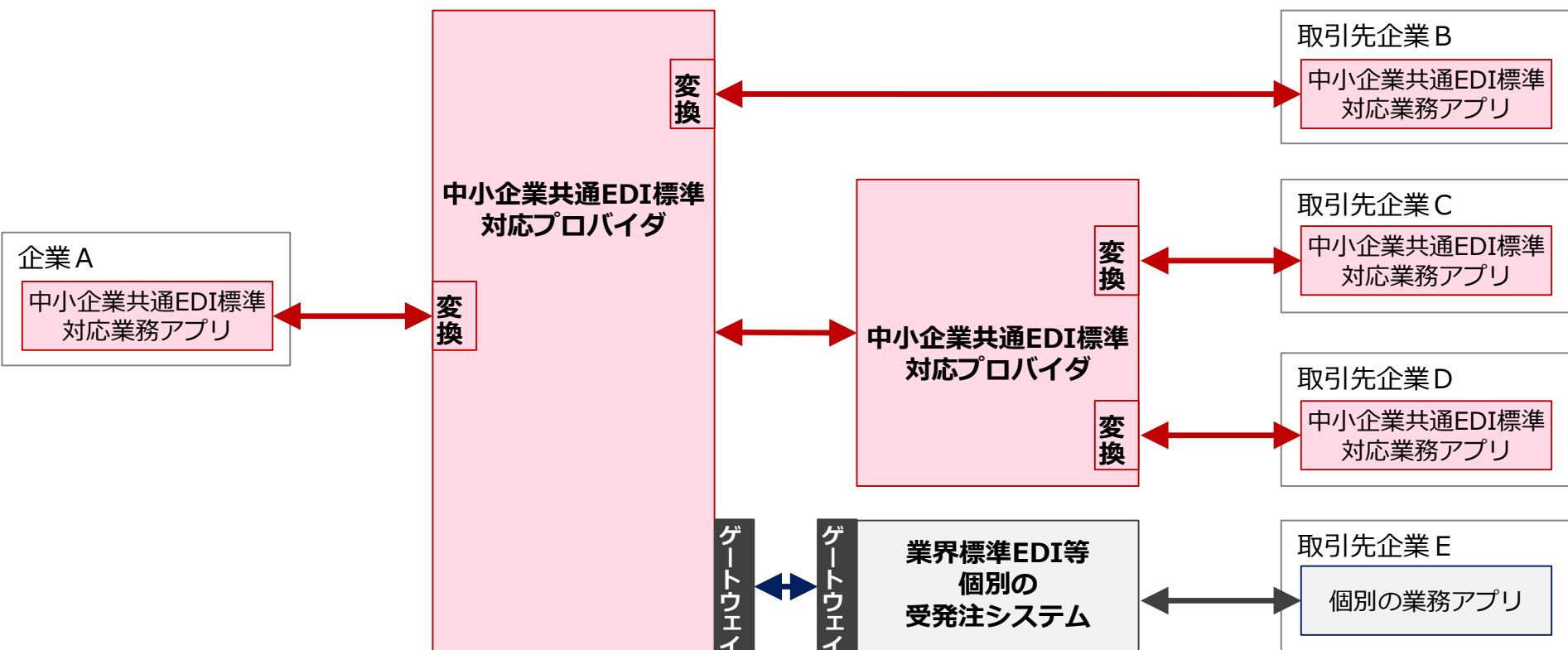
中小企業共通EDI標準対応業務アプリケーションの利用イメージ



1 – 3．中小企業共通EDI標準によるデータ連携の仕組み

中小企業共通EDI標準に準拠したプロバイダが、ユーザー企業の受発注システムとの間で変換サービスを提供することで、以下の機能を実現します。

- 中小企業共通EDI標準に準拠した業務アプリ及びプロバイダを利用するユーザー企業は、それ一つで、複数の取引先の異なる受発注システムとデータ連携
- 取引先が業界標準EDI等の受発注システムをすでに利用している場合であっても、取引先のシステムはそのままで、ゲートウェイ経由で接続することにより連携

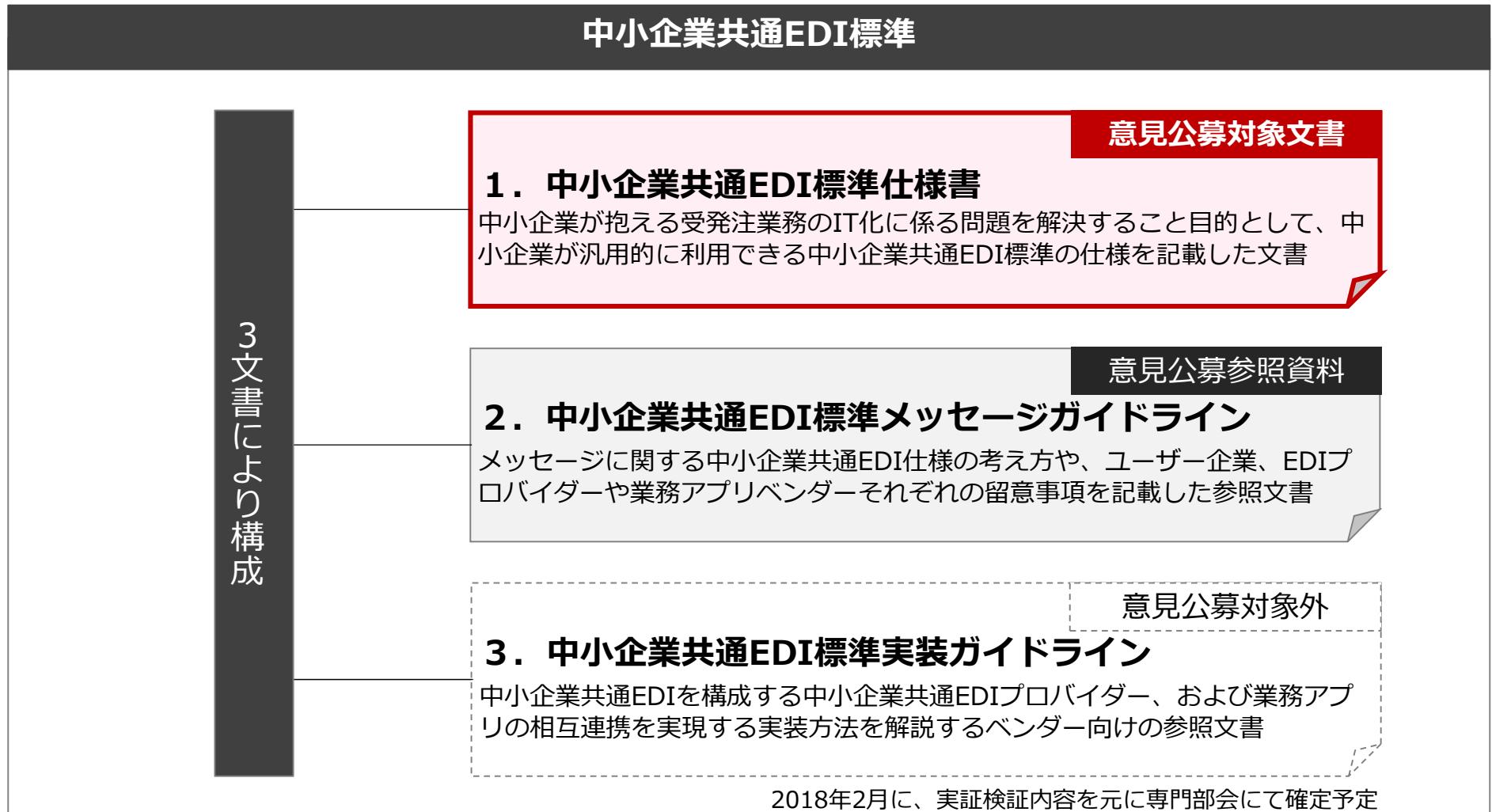


2. 中小企業共通EDI標準の構成文書とポイント

2 – 1. 中小企業共通EDI標準の構成文書と意見公募範囲

中小企業共通EDI標準は、3つの文書より構成されます。

今回の意見公募では、3文書内で仕様にあたる「中小企業共通EDI標準仕様書」を対象文書としており、「中小企業共通EDI標準メッセージガイドライン」は参考資料として位置付けています。



2-2. メッセージにおける仕様化の範囲

中小企業共通EDI標準では、受発注における相互連携性を焦点として仕様化し、商取引の中で注文メッセージにおいて、業務アプリケーションとプロバイダの必須実装項目を定めています。

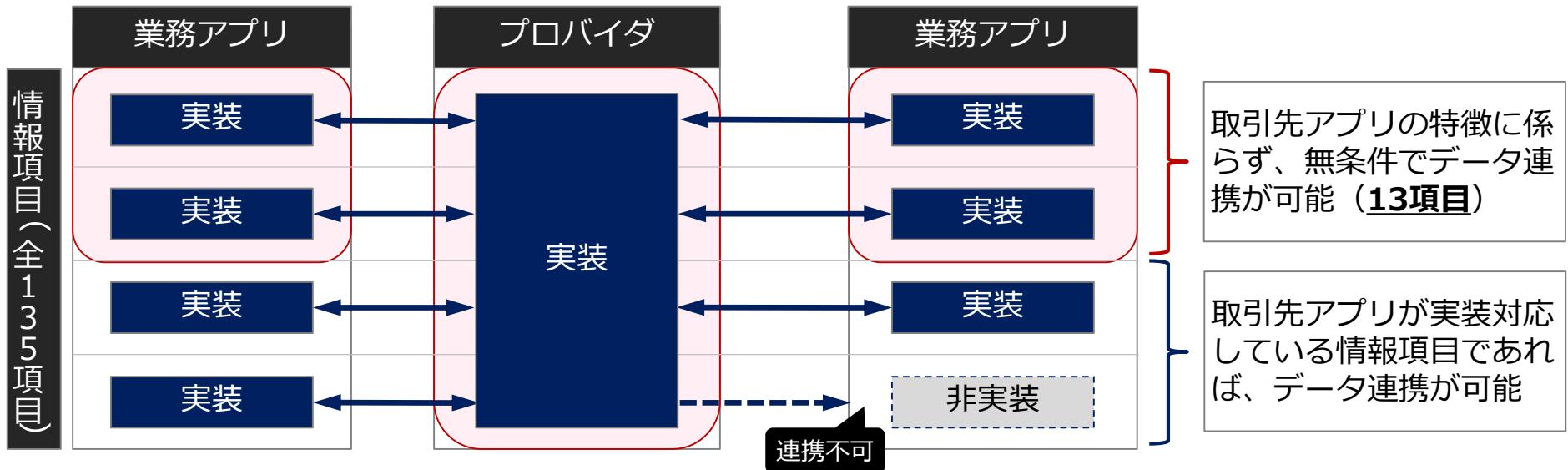


2 – 3. 相互連携性の考え方

取引先とのEDI取引を開始する際に、情報項目の対応状況などの確認の手間なく相互接続を可能にする（相互連携性）ために、必ずデータ連携を行なえる情報項目として、業務アプリケーションでは13項目、プロバイダでは135項目を注文メッセージについて定めています。

相互連携性の仕様化イメージ

：仕様にて実装が必須と定めた情報項目



中小企業共通EDI標準の仕様

プロバイダ

多様なアプリとの連携を漏れなく行なうため、注文メッセージ**全135項目**の連携が可能となるように実装

業務アプリケーション

多様なアプリとのシームレスな連携（相互連携性）を実現しつつ、アプリの特色を踏まえたベンダーの実装負荷を考慮し、最低限必須と定めた**13項目**でデータ連携が可能となるように実装

2-4. 情報項目の詳細

プロバイダの実装項目は、国連CEFACT標準に準拠した情報項目を元とし、事業内の実証検証を基に更新を行い、135項目として定めています。

業務アプリケーションの実装項目は、既存の受発注サービスで用いられる項目を参考とし、事業内でのユーザー企業やベンダー企業からのアンケートを元に、以下の13項目を定めています。

業務アプリケーションにて対応を求める情報項目（13項目／注文メッセージ135項目）

行番号	中小企業共通EDIメッセージ辞書	
	項目名	項目定義
1	注文書番号	発注者が注文書を特定するために付番する管理番号
4	注文書発行日	発注者が注文を行った日付、または注文書の書面上の発行日付
10	受注者コード	注文を受ける企業／工場・事務所・事業部門等を表す発注者が付与した企業コード
12	受注者名称	注文を受ける企業／工場・事務所・事業部門等を表す名称
21	発注者コード	注文を行う企業／工場・事務所・事業部門等を表す発注者が付与した企業コード
23	発注者名称	注文を行う企業／工場・事務所・事業部門等を表す名称
73	注文明細行番号	複数明細発注の行番号。明細発注を特定するためには注文書番号と複合キーで特定する
85	注文単価	発注者が提示した明細発注品の1単位あたりの取引単価（税抜き）
87	注文数量	発注者が提示した明細発注品の数量
88	数量単位名	注文数量の単位名称
101	要求納入日	発注者から受注者に提示した、明細発注品の納入期日、または納入希望日
106	消費税率	明細発注品の消費税率
115	品目摘要	この取引品目を文字で説明したもの

END
